

令和7年 第4回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和7年8月1日 開会

令和7年8月1日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和7年第4回南種子町議会臨時会目次

第1号（8月1日）（金曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 行政報告	3
1. 日程第4 提案理由の説明	5
町長説明	6
1. 日程第5 議案第41号 財産の取得について	6
総合農政課長説明	6
質疑	6
8番 上園和信議員	6
討論	8
採決	8
1. 日程第6 議案第42号 工事請負契約の締結について	8
総合農政課長説明	8
質疑	9
討論	9
採決	9
1. 閉 会	9

令和7年第4回南種子町議会臨時会

第 1 日

令和7年8月1日

令和7年第4回南種子町議会臨時会会議録

令和7年8月1日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 町長行政報告

○日程第4 提案理由の説明

○日程第5 議案第41号 財産の取得について

○日程第6 議案第42号 工事請負契約の締結について

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 畠 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	西 村 一 広	書 記	河 野 彰 子
書 記	吉 本 利 江		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	木 田 美 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 和 昭	企 画 課 長	立 石 勝 行
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	岩 元 浩 美
税 務 課 長	小 川 浩 輝	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	保 育 園 長	鮫 島 幸 紀
教育委員会管理課長 兼給食センター所長	立 石 拓 也	教 育 委 員 会 社会教育課長	濱 田 伸 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	才 川 いずみ		

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和 7 年第 4 回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申し合わせ事項など、ルールを厳守してお願いをいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定によって、9 番、濱田一徳議員、1 番、川内田行博議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 町長の行政報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 3、行政報告を行います。

町長。

○町長 それでは、行政報告について申し上げます。

公立種子島病院の運営状況につきましては、令和 7 年第 2 回南種子町議会定例会の行政報告において、これまでの経緯を含め御報告を申し上げました。その中で、医療法人徳州会を指定管理者とし、令和 7 年 10 月 1 日からの指定管理者制度による指定管理の開始にむけて、両者間で管理内容や条件等について詳細協議を行っていくことと、併せて、野田院長が 8 月 1 日をもって退職される旨のご報告をさせていただいておりましたが、野田先生におかれましては、本日が当院での勤務最終日となったところでございます。

先程、朝行われました病院の全体朝礼におきまして、これまでの労をねぎらい感謝を申し上げたところでございます。

野田院長の退職に伴い、当院所属の医師が1名となり、病院の運営が困難になることが想定されておりましたので、6月10日に開催をされました、令和7年第1回公立種子島病院議会臨時会において、医療法人徳洲会を指定管理者とすることを正式に決定をしていただきました後、早速、この状況を徳洲会の本部長や事務局長にもお話をし、医師を何とか早く派遣していただけないかをお願い申し上げておりましたところ、ご理解をいただき、本日より新しい院長を前倒しで派遣をしていただいたところであります。

派遣いただきました医師は、藤田安彦院長でございまして、これまで喜界徳洲会病院や徳之島徳洲会病院の院長を歴任され、昨日まで鹿児島徳洲会病院の総長を務められておられた方でございます。

藤田院長におかれましては、10月以降も当院で院長としてご勤務をいただく予定となっており、大変2ヶ月前倒しでこういうことをやっていただきまして、大変ありがたいこととございまして、また期待をしているところでございます。

本日発行の南種子町広報誌8月号にも野田先生と藤田先生のあいさつ文も掲載しておりますので、ご覧いただければと思うところでございます。

次に、鹿児島大学医学部の各医局より派遣をしていただいております診療科についてであります。当院では現在、眼科・耳鼻咽喉科・小児外科・整形外科・消化器内科より定期非常勤の医師を派遣をしていただいております。これまでの医師派遣に対するお礼と今後は指定管理者制度を活用して徳洲会に運営を任せることとなりますが、今後も公立種子島病院である旨を説明をさせていただき、引き続き派遣のお願いを申し上げるために、先週7月22日に鹿児島大学医学部関係医局を訪問をさせていただきました。日程的な問題で調整がつかなかった整形外科以外の医局の教授等と面談をさせていただいたところであります。

その中で、消化器内科の医局長からは、消化器内科の医局員の減少に伴い、医局側の都合によりまして、8月末日をもって派遣を終了させていただきたいとの話があったところでございます。

その他の診療科につきましては、小児外科の教授と耳鼻咽喉科の准教授より継続をして医師を派遣をするとのことのお言葉をいただいたところでございます。

また、眼科につきましても、7月に就任をされました教授でありましたので、今後いろんな教授の方と相談をしたいということではありましたが、前向きに検討するとのことのお言葉をいただいたところでございます。

最後に、指定管理者制度に向けた現在の進捗状況であります。7月9日から両

者間の協議が始まっており、徳洲会側から各担当部署の職員がそれぞれ来院して、調査や協議を随時実施してきております。

その中で、救急外来の再開及び入院患者の受け入れ制限の解除については、10月1日を予定しているというふうなことでございます。

また、人事関係では、今月8月6日に病院職員向けの全体説明会を行い、8月7日より個人面談を実施をして徳洲会の職員となった場合の条件を個別に提示し説明をすると伺っているところでございます。

基本協定書及び年度協定書の内容についても順調に協議が進んでいるところでございまして、9月1日の協定調印を予定しているところであり、10月1日からの指定管理にむけて着々と準備が進められておりますことをご報告を申し上げます。

その他にも、研修医の派遣などご協力をいただいております、鹿児島市立病院、大阪市立池田病院、そして防衛省及び自衛隊病院にも、今後も引き続き協力を要請をするために、現在日程調整を終えたところでありまして近日中に訪問し要請をすることといたしております。

これまでも再三申し上げますが、両町民が望む病院を存続をしていくということが、最も重要なことですので、引き続き、議員各位におかれましてもご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、町長提出の議案第41号及び議案第42号の計2件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案をいたしました案件は、事件案件2件でございます。

議案第41号は、財産の取得についてでありまして、特産品開発センターの研究開発・加工調理用機器一式の取得をするものでございます。

議案第42号は、工事請負契約の締結についてでございまして、令和7年度南種子町特産品開発センター建設工事（建築本体）の契約についてでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第41号 財産の取得について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、議案第41号財産の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長。

○総合農政課長 それでは、議案第41号について、御説明いたします。

議案第41号は財産の取得についてでありまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産でございますが、備品購入、（仮称）特産品開発センター整備事業、研究開発・加工調理用機器一式でございます。契約の方法は、売買でございます。取得価格は、933万9,000円でございます。契約の相手方は、鹿児島県西之表市西之表10410-34。ホシザキ南九株式会社種子・屋久営業所所長、稲森勝彦でございます。お手元に、参考資料として仮契約書の写しを添付してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

取得の目的につきましては、地場産品の研究開発等による町民所得の向上と地域の活性化を目指し、衛生面、バリアフリー法等の認定基準等も考慮し、高齢者や障害者にも十分配慮した施設を整備するため、必要な備品を購入するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 地方自治法の何条でしたか96条ですかね、これに基づいて議会の議決をお願いするということになってますが、この南種子町の条例というのはないんですかね。その条例によって財産の取得を幾ら以上を議会の議決に諮らんといかんちゅうその規定はないんですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えします。

条例においては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例ということで、価格をそこで定めております。

地方自治法においては、その議会を求める事項ということで地方自治法には記載をされているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これ何百万以上ですかね。この議案書は41号、次の42号にも関係があると思うんですが、財産の取得についての議案ですよね。地方自治法第

96 条第 1 項第 8 号の規定によると、これは議会の議決を求めるということですが、地方自治法読み上げてみますと、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないと。で、その第 8 号ですね、これは、まず、前の 2 号に定めるものを除くほかその種類及び政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得または処分をすること。がこのように明記されております。

それで、その条例を見るとですね、今、答弁があったように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例。これができております。

その条例の第 3 条にですね、予定価格 700 万以上の不動産もしくは動産の買入れ、もしくは売り払い、土地については 1 件 5,000 平米以上のものは、買入れもしくは、売り払いをする場合には、議会の議決を諮らなければならないと、これにちゃんと明記をしてるんです。議案書にですね、やっぱりこの地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によりではなくして、次、南種子町議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決を求めたと。この条文が必要ではないかと思うんですけど。課長、そこら辺は総務課長どう回答しますかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 お答えします。

この地方自治法の根拠法令ですけれども、正式な時期は、わからず記憶にありませんけれども、令和元年ごろから、この条例の規定を整理をしてですね、地方自治法の 96 条第 1 項 8 号ということで整理をした経緯があるというふうに認識をしております。

議員がおっしゃられたように、地方自治法の根拠の中に、8 号の中に条例で定め事件議決については、政令で定めるということで、地方自治法の施行令の中には、第 121 条の 2 の 2 の規定により、別表が示されておりまして、その中で不動産の不動産もしくは動産の買入れについては、町村については 700 万以上のものが議会の議決ですと、それに基づいて、本町の条例の中で財産取得の 700 万以上の取得については議会に示すということとなっております。

令和元年ごろにですね、この財産取得については、先ほど示したように、条例の根拠を外しておりますけれども、その時議会の事務局とも、上位法ということで、地方自治法を示すことによって規定が足りるという認識で整理をしておりますので、ここについては条例の規定を示すかどうかは、今後また議会の事務局の方とも整理をさせていただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 8 番、上園和信議員。

○8 番（上園和信議員） これが議決に影響すると影響はしませんが、他の市町村、

どのような状況かインターネットで調べてみました。ほとんどですね、この地方自治法第96条第1項第8号の次にですね、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例を南種子町の場合は昭和39年3月26日、南種子町条例第12号の規定により議会の議決を求めると。これが全部ほとんど記載されるんですよ。これからのこともありますので、そこは十分に関係者と協議をしてですね、次の議会、議案からは修正するか、そのような手続きをとってください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ただいま、総務課長の方からも話がありましたが、これまで整理をした中でこの上位法に基づいたこういうことで、本町の方は進めておったということでもありますから、議員からそういうご意見がございましたので、そのことについては議会事務局と協議をしながら、そして、全県的に議会がどのようなこういうことで整理をしているのかどうかについてはですね、県の議長会あたりにも確認をいただいて、どれが一番好ましいのか、どういう整理が一番いいのかということは、その指導のもとで私どもも取り組むことについては取り組みたいと思いますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、これを承認することに決定しました。

—————・—————

日程第6 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、議案第42号工事請負契約の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。総合農政課長。

○総合農政課長 それでは、議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号は、工事請負契約の締結についてでありまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和7年度南種子町特産品開発センター建設工事

(建築本体)でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、6,270万円でございます。契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡南種子町島間1794-53、株式会社山中建築、代表取締役山中強でございます。お手元に参考資料として仮契約書の写しを添付してありますのでご覧いただきたいと思います。

建設の目的については、旧特産品開発センター用地を売却しており、新たな施設の整備が必要であることから、地場産品の研究開発等による町民所得の向上と地域の活性化を目指し、衛生面、バリアフリー法等の認定基準等も考慮し、高齢者や障害者にも十分配慮した施設を整備するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、これを承認することに決定しました。

—————・—————

閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和7年第4回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

—————・—————

閉 会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 濱 田 一 徳

南種子町議会議員 川内田 行 博